

ハラスメントとは？

ハラスメントとは、相手の望まない言動や行動により、相手の人格を傷つけたり不快な思いをさせたりすることです。行為者に悪意がなくても、相手が迷惑だと感じればその行為はハラスメントになります。

こうしたハラスメント行為の背景には、強者は弱者よりも立場が高いと考えてしまう風潮や、男女の性別役割を固有のものとして当然視する意識、男性の性は能動的で女性の性は受動的である、などといった誤った認識があります。

「ハラスメント行為は、相手の人格を傷つける、人権侵害行為である」ということを全員が理解することが必要です。

もしハラスメント行為を受けたら

■ためらわず相談！

誰かの言葉に不快な気持ちを抱いたり、迷惑な行為を受けたときに、「ハラスメントに該当するか…」と、迷う必要はありません。あなたの不快感を解消することが第一に重要なことです。

◆相談する上での約束

●秘密の厳守

「相手にわかつたら…」、「こんなことで…」と心配しないでください。相談はプライバシーの保護を最優先します。安心して学生生活をおくことができる環境をとりもどす方法を、ハラスメント相談員はあなたと一緒に考えます。

◆相談窓口

「学生課」、「学生相談室」、「ハラスメント相談員」が相談窓口です。

◆連絡方法

- (1)相談窓口に直接相談する。
- (2)電話や訪問にて相談員へ相談する。
- (3)E-mailにて連絡する。

◆連絡先

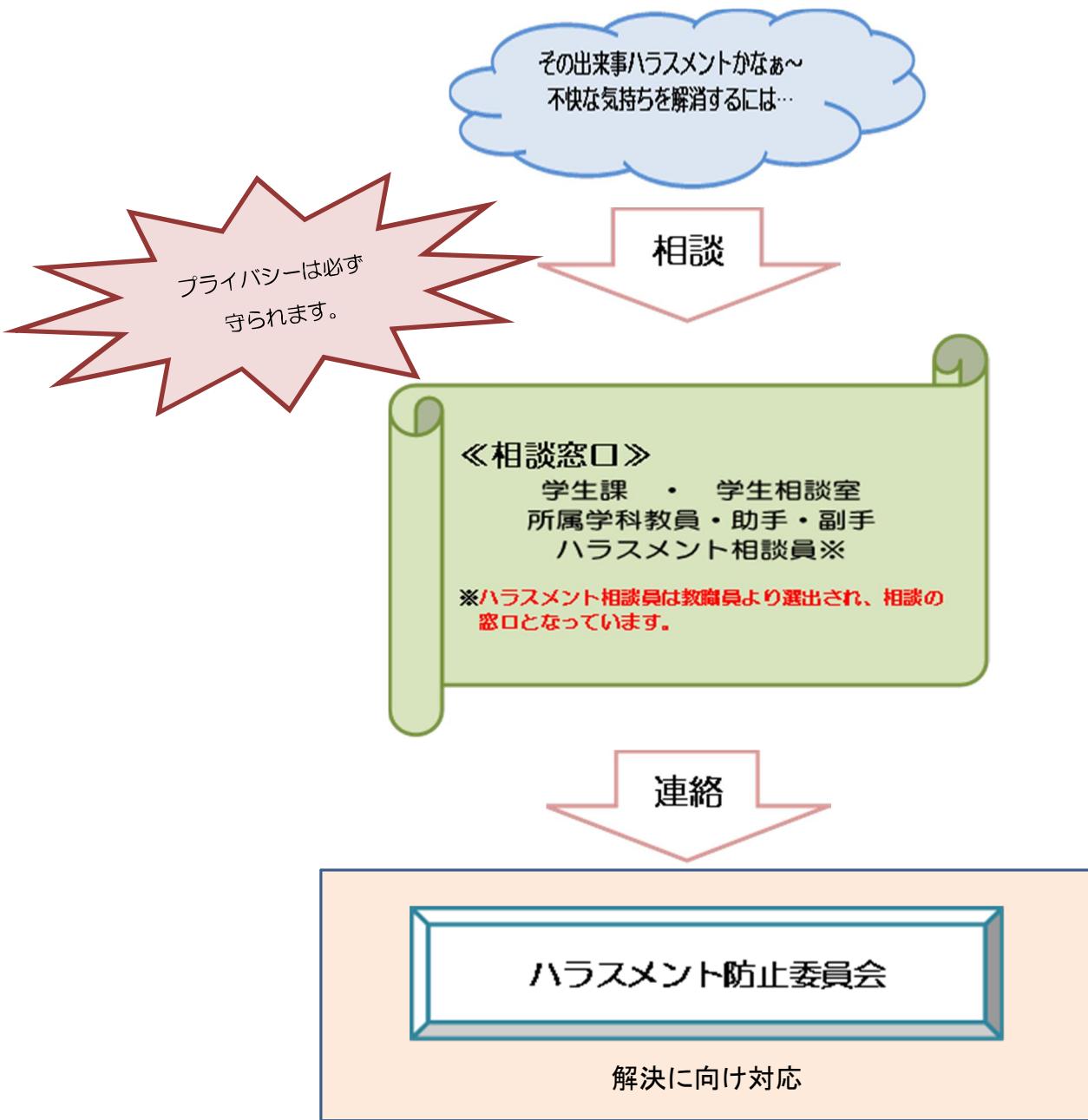
学生課

〒170-8470 豊島区西巣鴨 3-20-1

電話：03-5394-3020(直)

E-mail：sh-sodan@mail.tais.ac.jp

ハラスメント相談の大まかな流れ



女性の方へ：同性に話を聞いてほしい場合は、どの相談窓口
にも女性担当者が配置されていますので、遠慮
なく指定してください。